

視察・研修報告書

視察研修先	東京都杉並区役所
日 時	令和6年8月9日（金）13時00分～14時30分
場 所	東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
テーマ	共生型サービス事業所の開設促進に向けた取り組みについて・・・
対応者 (講師)	山本佳子 保健福祉部障害者生活支援課事業者支援係長

概 要

◆共生型サービスとは・・・

「地域共生社会」の実現に向けて、地域に応じて制度の縦割りを超えて柔軟に必要な支援を確保できるよう「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定をうけやすくするためのもので、介護保険制度及び障害福祉制度に、指定の手続きの特例として創設された制度である。

◆共生型サービスの種類

	共生型障害福祉サービス	共生型介護保険サービス
報酬の種類	障害福祉サービス等報酬	介護報酬
提供する事業者	介護保険サービス事業者	障害福祉サービス事業者
利用者	原則65歳未満	原則65歳以上
サービスの種類	共生型障害福祉等サービス	共生型介護保険サービス
デイサービス	共生型 <b>生活介護</b>	共生型 <b>通所介護</b>
ホームヘルプサービス	共生型 <b>居宅介護</b>	共生型 <b>訪問介護</b>
ショートステイ	共生型 <b>短期入所</b>	共生型 <b>短期入所生活介護</b>

○「共生型介護保険サービス」と「共生型障害福祉サービス」の2種類があり、3区分の同様のサービスがある。

◆現在の事業所状況

種 類	令和4年4月1日時点		令和6年6月1日時点	
	東京都	杉並区	東京都	杉並区
居宅介護・重度訪問介護	67	1	80	0
短期入所	1	0	1	0
生活介護・自立訓練	9	2	20	5
計	77	3	101	5

○都内には20カ所の共生型サービス事業所があるが、杉並区では、現在「5箇所」の共生型サービス事業所がある。事業所は介護保険サービス事業所で「共生型障害福祉サービス」を行っている。

◆共生型事業が始まるまで

○「共生型サービス」の取り組みは、はじめは「区の事業」ではなく、「介護保険事業者」と

「障害者・高齢分野の所管」が協同で役割分担しながら、地域の課題解決を一緒に取り組む「協働提案事業」として、令和2年度にスタートした。

○協働提案事業として、令和2年・3年度の2年間で障害者・高齢者の共生社会に向けての「障害分野と介護分野の連携をはかる調査・フォーラム」などの取り組みを行った。

65歳未満であってもADLの低下が見られる障害者が通所施設に一定以上いること、様々な特徴のある介護保険のデイサービスをまとめるなどの取り組みを行い、その中で推進したのが「共生型サービス」であった。

○様々な特徴を持った介護保険サービス事業所が、共生型サービス事業所として「障害者の個々のニーズにあったサービスを提供できるよう、また、不足する生活介護・ショートステイの障害福祉サービスを共生型サービスで補うことが見込めたため、令和4年度からの実行計画で、杉並区として計画的に「共生型サービス事業所」の開設促進を行った。

○開設にあたっての事業所への「開設等助成事業（補助金）」を、令和4年度に検討し、令和5年度から実施した。

◆共生型サービス事業所開設助成制度（助成金）内容

区分	助成額	概 要
開設助成	400,000円	障害福祉サービス報酬ソフト導入に係る経費（上限）
	50,000円	職員への障害理解や障害福祉サービスの研修等の費用
	50,000円	共生型サービス開始に伴うHPやパンフレットに係る周知費用

○事業所開設時に必要な経費として、一部を助成

◆事業所が障害者を受け入れたときの助成制度（助成金）内容

区 分	助成額	概 要	
【生活介護・短期入所対象】 初回利用相談・調整経費	17,100円 (1回)	障害者受入時の障害当事者、介護者及び関係者との調整に係る相談経費	
【生活介護対象】 生活介護受入経費	2,300円 (1日)	受け入れた障害者に対する、受入対応及び日常生活の介護に係る経費	
短期入所対象	短期入所日中活動 施設等併用費	3,000円 (1日)	受け入れた障害者が、他の日中活動施設等を利用する場合の、当該施設との調整及び併用対応に係る経費
	短期入所通所日中活動 施設等送迎経費	2,000円 (片道)	受け入れた障害者が、他の日中活動施設等に通所する際の送迎に係る経費
	短期入所居住会費	2,000円 (1日)	他の利用者への配慮が必要な障害者を短期入所で受け入れた場合に個室対応等に係る経費（上限）

○開設してから2年以内に受け入れた障害者を対象に、障害者ごと1年間助成

## 所 感

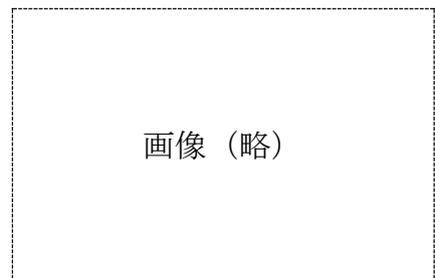
・障害者が65歳を超えると「障害福祉サービス」から「介護保険サービス」に変わらなければならない、長年サービスを受けていた「障害者施設」から「高齢者施設」に移れば、今まで親密に介護してくれていた事業者の方が変わることへの不安など、障害者自身の取り巻く環境が変化することが考えられ当事者にとってはマイナスになってしまうのではないかと。しかし、杉並区では「障害者福祉事業所」と「介護保険事業所」が障害者の身体状況や適正に合わせてサービスが選択出来る環境を「杉並区協働提案事業」を取り入れ、スムーズに移行できる仕組みを作っている。また、いきなり「障害福祉事業所」から「介護保険事業所」への移行ではなく、あくまでも当事者（障害者本人・家族）の気持ちにより添い、「施設見学」「体験」など、出来るところから経験させ、少しずつ入りやすい環境の整備を「杉並区」が主導で行っている。

・また、「障害者」を受け入れる「高齢者施設事業者」についても、「どんな障害のある方が入所してくるのか?」「既存の施設入所者とうまく接することが出来るのか?」不安な部分もあったが、事前に「障害の知識や対応方法」など受け入れる側の準備もしっかり行っていた。

・また、介護保険事業所に通う高齢者の方々と「障害の有無（精神・知的等の障害）」のある方との関わりが懸念されていたが、今までも高齢者間でも様々な懸念事項があっても職員等が調整に入り問題なく対応出来ていたため、特に「障害者」だからと言っても大きなトラブル等もないようである。

・特に杉並区の共生型への取り組みで関心したことは、「障害福祉サービス事業・介護保険事業」の間に必ず、**杉並区の保健福祉部「障害者施策事業者調整課」**が中心に関わり、双方の情報を取りまとめているため「障害者相談員・ケアマネ」等との情報共有がされていることでスムーズな運営が行えている。

・また、杉並区では「共生型サービス」の促進のため、**開設時に助成金と受入時に支援助成**も期間限定であるが手厚く行っていることも大きい。また、現在5事業所での受け入れ運営を行っているが、全て通所事業所であるため、今後、ショートステイ事業所の拡大にも期待したい。



作成者 河村 康之